



持続可能な権利擁護支援モデル事業について

令和5年4月25日

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

持続可能な権利擁護支援モデル事業について

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

- 総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、令和4年度から予算事業として実地している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じて、実践事例の把握や分析・検討を進めている。
- 初年度である令和4年度は10自治体が実施。令和5年度は実施自治体数を35自治体に拡大し、総合的な権利擁護支援策の構築に向けた各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

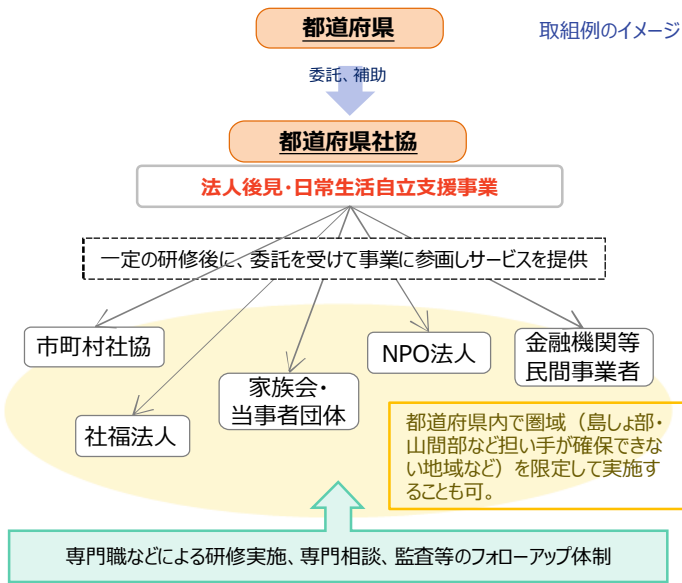
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

＜基準額＞ 1自治体あたり 5,000千円
 ＜補助率＞ 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



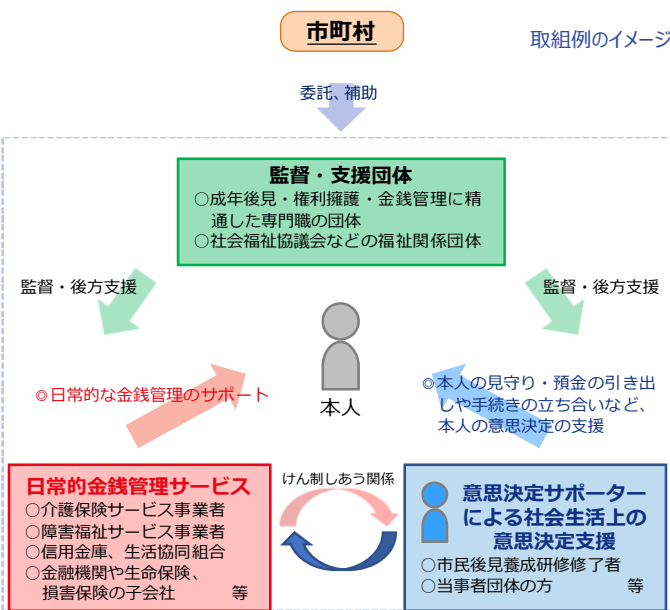
【実施自治体】

静岡県、取手市

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討

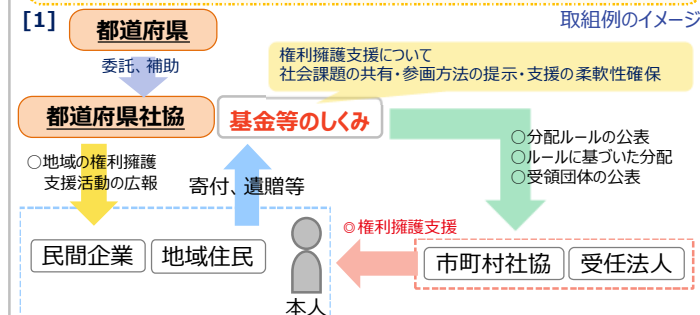


【実施自治体】

長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町

③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

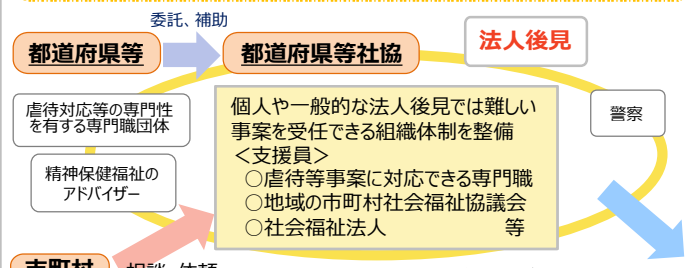
民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【実施自治体】長野県

[2]

虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



【実施自治体】 -

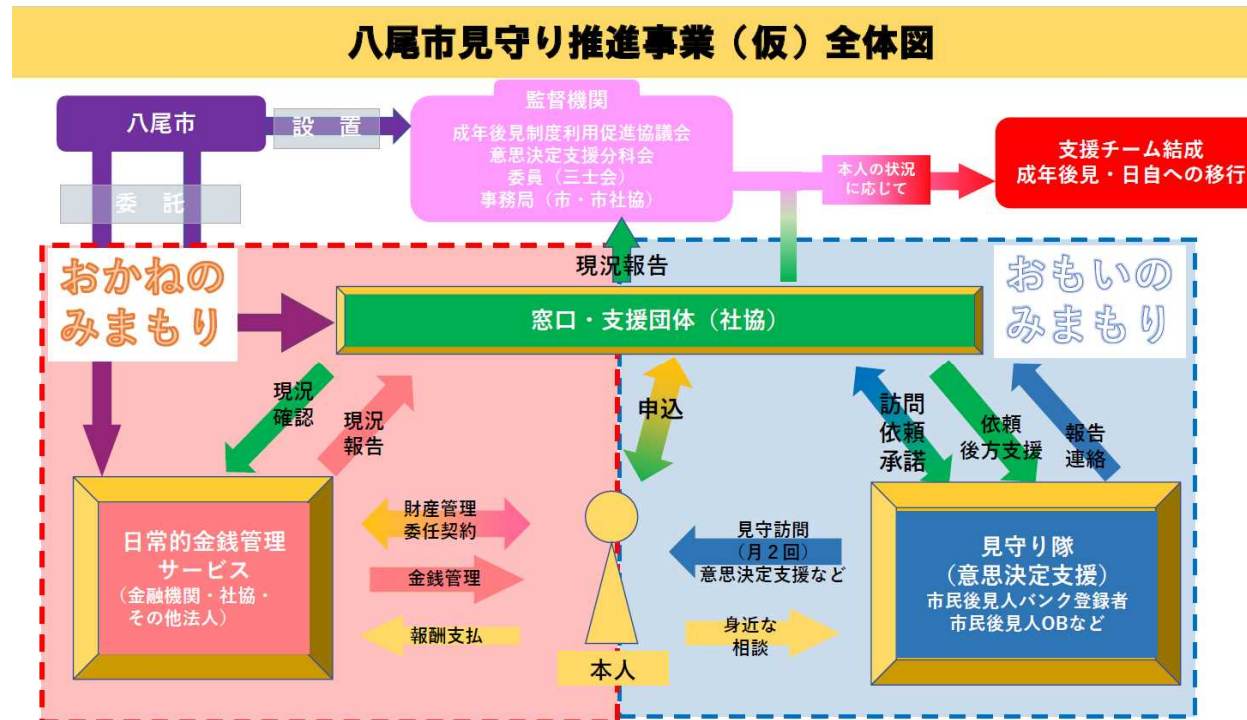
支援困難な状態が終了した際には、一般的な法人後見や市民後見に移行

成年後見制度利用促進専門家会議

総合的な権利擁護支援策の検討WG結果概要（抄）

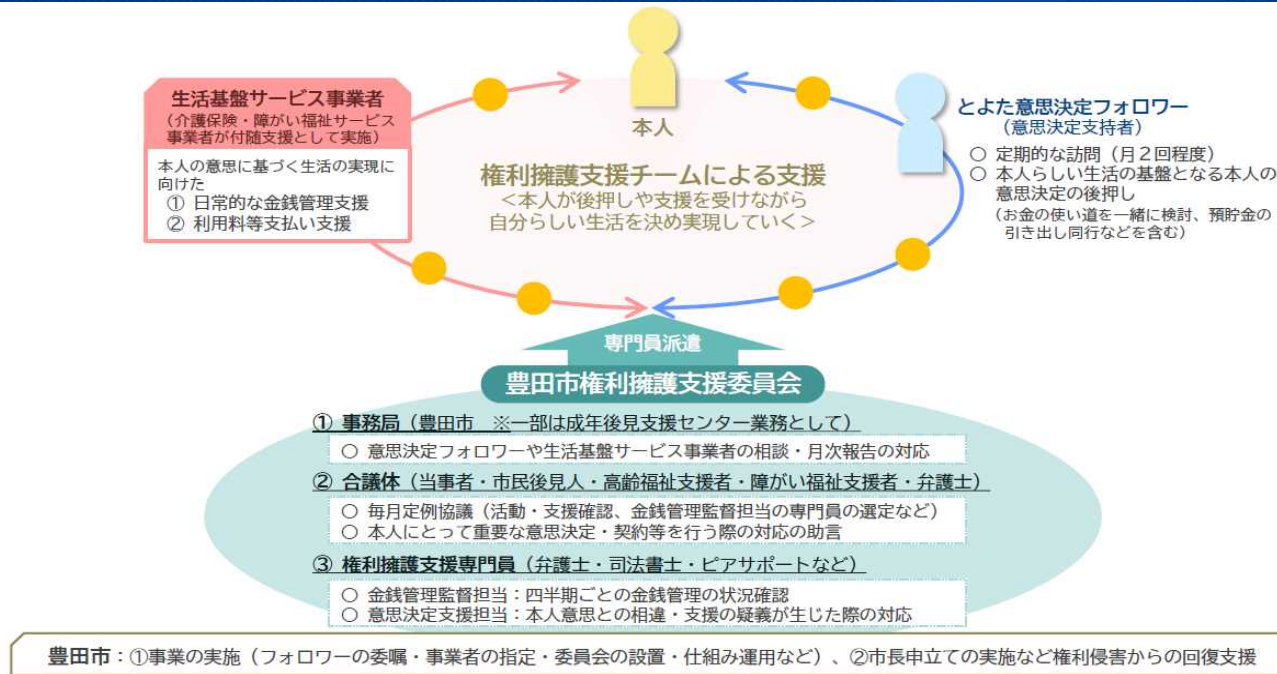
～テーマ②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組を中心に～

事例 1 (大阪府八尾市)



- ・ 主に判断能力の低下が比較的軽度な身寄りのない単身高齢者がターゲット。ケース調整中。
- ・ 意思決定サポーター（おmoiのみまもり：見守り隊）は、月2回程度の訪問を通じて関係性の構築に努める。市民後見人バンク登録者・市民後見人OB等を登録。担い手確保が課題。
- ・ 日常的金銭管理サービス事業者（おかねのみまもり：金融機関）は、縮小傾向にある窓口で認知症疑いのある高齢者対応に苦慮している。現金取り扱いの厳格化も進んでいる。今後は、介護サービス事業者等の第三者による金銭管理を金融機関の協力のもと進めていく。金融機関が参画できる条件を整理するとともに、第三者が預金を引き出せるスキーム作りが課題。
- ・ ターゲット層の絞り込みと事業の法的な位置付けの明確化が必要。

事例 2（愛知県豊田市）



・ 精神上的理由又は社会的障壁により意思決定及び金銭管理等に支援が必要な者で、親族の支援又は民間サービスによる支援を受けることが困難な者が対象。高齢者と障害者の2ケースを実践中。

・ 意思決定サポーター (フォロワー) は、月2回程度の訪問を通じて本人の意思決定を後押し (お金の使い道を一緒に検討し、預貯金の引き出しに同行することなどを含む)。当面は、市民後見人養成講座修了者を想定。

・ 日常的な金銭管理サービス事業者 (生活基盤サービス事業者) は、市の指定を受けた介護保険サービス又は障害福祉サービス事業者。市が定める契約書及び重要事項説明書による契約。本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り・助言や日常生活に必要な範囲の金銭の一時的預かり (預貯金口座の管理を含む。)、福祉サービス利用料等の支払いと関連手続きを行う。

・ 課題としては、意思決定支援関係では、フォロワーの育成、専門的に支援できる人材の確保など。金銭管理関係では、他業種の参画、日常的な金銭管理 (監督を含む) の範囲・方法の確立、本人が金融機関の窓口に行けない場合の対応と金融機関の理解など。

委員の主な意見

<意思決定サポーターについて>

- ・サービスのような枠を明確にし過ぎず、地域福祉的な取組として進める方がよい。
- ・本人のマイク・スピーカーとして共に行動できる存在であり、支援者とは異なる立ち位置を意識することが必要。ケアマネや相談支援専門員、医療関係者、地域の皆様も含めて理解を深めていただくことが必要。
- ・サポーターの部分も含めて担えるところは担っていききたい。
- ・公的機関の関与によって質の担保が図られ、信頼される市民による権利擁護活動につながることを期待される。
- ・意思決定支援を地域生活のレベルで捉えた点と社会的障壁も入れた点は、成年後見制度の補充性という観点からも画期的。

<日常的金融管理サービス事業者について>

- ・費用負担も含めて介護保険サービスや障害福祉サービスのメニューに入れて進めることができるのではないかと。
- ・在宅の方も含めて、介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者に担ってほしい。本人を理解しており安心感がある。
- ・地域との共存共栄という付加価値をつけた金融機関の参画は重要であり、金融庁に協力してほしい。金融機関は認知症高齢者への対応に困っている実態があると思っており、金融機関がどのような取組をされているのか聞きたい。

委員の主な意見

<監督・支援団体について>

- ・ サービス事業者が金銭管理を担い、意思決定支援の許容範囲と相反する場合、意思決定支援をバックアップする仕組みが見えてくればいい。
- ・ 社会福祉士はどのように関わるのか。
- ・ 監督・支援団体の法制化はきちっとしなければいけない。